改正後

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＸ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)～(6)　（略）	（略）
(7)　一―（二―ヒドロキシエチル）―二―ノル―（トール油アルキル）―二―イミダゾリン	一〇、〇〇〇
(8)　（略）	（略）

二　令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＹ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)～(13)　（略）	（略）
(14)　グリセリンエトキシラート、グリセリンプロポキシラート、ソルビトールエトキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物	一
(15)　（略）	（略）
(16)　ジエチレントリアミンペンタメチレンホスホン酸ナトリウム塩溶液	一
(17)～(27)　（略）	（略）
(28)　廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であつて、濃度が五十六重量パーセント以上かつ遊離脂肪酸の含有量が二十五重量パーセント未満のものに限る。）に限る。）	一
(29)　パーム油（油ヤシ空果房から得られたものに限る。）	（略）
(30)～(49)　（略）	（略）
(50)　硫酸第二鉄溶液	一〇

三　令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＺ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)　（略）	（略）
(2)　塩化カルシウム溶液	○
(3)～(6)　（略）	（略）
(7)　ソルビトールプロポキシラート	○
(8)・(9)　（略）	（略）
(10)　（（二―ヒドロキシエチル）イミノ）ジメチレン）ビスホスホン酸ナトリウム塩溶液	○

改正前

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＸ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)～(6)　（略）	（略）
（新設）	（新設）
(7)　（略）	（略）

二　令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＹ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)～(13)　（略）	（略）
（新設）	（新設）
(14)　（略）	（略）
（新設）	（新設）
(15)～(25)　（略）	（略）
（新設）	（新設）
(26)～(45)　（略）	（略）
（新設）	（新設）

三　令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＺ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)　（略）	（略）
(2)　塩化カルシウム溶液（濃度が三十五重量パーセント未満のものに限る。）	○
(3)～(6)　（略）	（略）
（新設）	（新設）
(7)・(8)　（略）	（略）
（新設）	（新設）